

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成28年6月27日(月曜日) 17時00分～18時57分

2 場所 第一本庁舎北側 42階 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議事

行政が関わる新生児の養子縁組について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

駒村副部長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、宮島委員、
武藤委員、山本委員、渡邊守委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 里親の申込みから養子縁組成立まで(フロー)

資料3 2歳未満乳幼児の措置状況(各年度内)

資料4 平成28年度 里親研修計画(養子縁組里親関係)

資料5 特別養子縁組を前提とした新生児委託のシステムづくり

資料6 新生児委託の実施体制について

資料7 登録から委託後までの関係機関の連携体制(イメージ)

資料8 養子縁組に関する相談・支援の法定化

【平成29年4月施行・児童福祉法】

資料9 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール

その他 参考資料

午後5時00分

開 会

○中澤育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。お時間になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、第7回の専門部会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。

最初に、委員の出欠状況についてです。本日は、柏女部会長、松原委員、横堀委員から、所用により御欠席という御連絡をいただいております。

また、山本委員、渡邊委員、磯谷委員が若干遅れていらっしゃるということで御連絡をいただいております。その他の委員の皆様には御出席いただきまして、定足数に達していることを御報告させていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配布しておりますので、御確認をお願いいたします。

会議次第の次からになります。

資料1が、本部会の委員名簿と事務局名簿

資料2が、「里親の申込みから養子縁組成立まで（フロー）」

資料3が、「2歳未満乳幼児の措置状況（各年度内）」

資料4が、「平成28年度里親研修計画（養子縁組里親関係）」

資料5が、「特別養子縁組を前提とした新生児委託のシステムづくり」

資料6が、「新生児委託の実施体制について」

資料7が、「登録から委託後までの関係機関の連携体制（イメージ）」

資料8が、「養子縁組に関する相談・支援の法定化【平成29年4月施行・児童福祉法】」

資料9が、「専門部会（家庭的養護の推進）開催スケジュール」となっております。

その他、参考資料としてクリアファイルに入っているものを置かせていただいております。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は駒村副部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○駒村副部会長 こんにちは。暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。副部会長は出番があるとは思っていませんでしたけれども、今日は柏女先生が御欠席ということで、私が司会進行で進めさせていただきますと思います。

それでは、ただいまから「東京都児童福祉審議会第7回専門部会」を開会したいと思います。

本日の議事は、「行政が関わる新生児の養子縁組について」でございます。前回、有識者からのヒアリングを行い、大変貴重な御意見をいただきましたので、それを踏まえて本日は議論を進めていきたいと思っております。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、資料2から資料8まで、続けて御説明させていただきます。

資料2から資料4につきましては前回の本部会でお示しした資料と同様となりますが、今回

御議論いただくに当たって参考にご覧いただけるよう、再度資料としてお出ししたものでございます。確認の意味で、ご覧いただければと思います。

まず、資料2ですが、こちらは里親の申込みから養子縁組成立までの大まかな流れをお示したものです。養子縁組に関しては、この図の右側半分をご覧いただければと思います。

続きまして資料3ですが、こちらは厚生労働省の調査から過去5年間の2歳未満の乳幼児の措置状況をお示したものになります。

次の資料4ですが、こちらは平成28年度の都の里親研修の中で養子縁組里親を対象としているものをまとめてお示したものになります。

それでは、次の資料5からご覧いただきたいと思います。本日、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております資料は、特にこの資料5から資料7にかけてでございます。

まず、資料5をご覧ください。前回、本部会で行政が関わる新生児の養子縁組について、有識者の方々に御出席いただきましてそれぞれのお立場から御意見をいただきました。この御意見等も踏まえまして、都として新生児委託が可能なシステムを検討するに当たって、必要と考える視点と、その視点を踏まえた都としての基本的考え方についてお示したものでございます。

「必要と考える視点」は左側に記載しておりますとおり、「実親子の関係」「里親子の関係」「実親と里親子への支援」、この3点と考えました。これらの視点を踏まえて、新生児委託を実施するに当たっての基本的考え方について、今般の児童福祉法の改正内容等も勘案しながら検討をいたしまして右側にまとめてございます。

「実親と実子の関係は最も重視されるべきものである。」

「実親と里親の意思を丁寧に確認する必要がある。」

「里親の養育力や里親子関係の評価を一定期間丁寧にを行う必要がある。」

「里親子の交流を丁寧に支援する必要がある。」

「養子縁組成立後も実親と里親子の求めに応じ支援を行う必要がある。」

基本的考え方としては、この5点です。児童の最善の利益を大前提ということになりますが、これらの基本的考え方を踏まえて新たな委託体制を構築していく必要があると考えました。

続きまして、資料6をご覧ください。都として、特別養子縁組を前提とした新生児委託を実施するとしたらどのような形が可能かということで検討をいたしました。

資料5でご覧いただいた基本的考え方を踏まえまして、実親に対しては他の支援策とともに特別養子縁組制度の十分な説明や養子に出すことについての丁寧な意思確認。また、里親子に対しては、里親への丁寧な意思確認と養育の指導、里親子関係の的確な評価、交流中から委託後の丁寧な支援、または縁組成立後についても里親子または実親に対して求めに応じて必要な支援を行っていくことが必要と考えております。

このような実親と里親子への丁寧な支援を行っていくために、乳児院を活用してはどうかと考えております。

下に、実施体制のイメージ図をお示しています。出生後、産院から一旦、乳児院に措置をして、3週間程度の入所期間中に里親子の交流を集中的に行って、その中で乳児院において里親に対する養育指導ですとか里親子関係の把握を行いまして、交流期間中の里親子の状況を踏まえて、委託の決定に当たっては乳児院からも意見を出して、また、委託後には里親の養育に関する相談先として夜間や土日も含めて相談対応を行っていくなど、児童相談所と一緒に乳児

院にも密に関わってもらうというイメージでございます。

実親については、多くは特定妊婦として区市町村が情報を把握しているということが想定されますので、区市町村と児童相談所が連携しながら支援をしていきます。実親に対しては、出産後、乳児院に児童が措置されている間、丁寧な意思確認を行う時間を確保できますし、その後も必要に応じて関わって支援を行っていくというイメージです。

里親については、乳児院と児童相談所が連携しながら支援を行って、委託後は里親の居住地の区市町村、子供家庭支援センターや保健センターなどと児童相談所が連携しながら、また乳児院も一緒になって支援をしていくイメージです。

なお、養子縁組に関する相談支援における民間の養子縁組あっせん機関との連携のあり方等につきましては、今後、法律の整備状況等を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、資料7をご覧ください。資料6でお示ししました、乳児院を活用して実施するとした場合の、新生児を受託できる特別養子縁組里親、この資料では新生児里親という言葉で表しておりますが、その登録から委託後までの各段階における関係機関の連携体制、役割分担をイメージ図にまとめたものでございます。

「新生児里親登録」「マッチング」「交流・委託決定」「委託後」の各段階において、児童相談所、乳児院、里親支援機関がどのように役割を担って連携していくかということをお示ししております。

「新生児里親登録」につきましては、例えば一定の要件を設定したり、特別養子縁組里親に対して説明会や面接を実施するなどの段取りを経まして、対象者を絞って乳児院において研修を行ったり、里親支援機関のサロンに出席してもらったりしながら、各里親さんの人柄ですとか養育に当たっての考え方などを把握していくというイメージです。

「マッチング」は、乳児院に協力をしていただきながら行いまして、その後、「交流」に進みます。

交流中は、乳児院において新生児の状況や里親子の関係の把握、また里親への指導を集中的に行いしつつ、児童相談所も乳児院と連携しながら里親への支援を行う中でアセスメントを行って、ケースカンファレンスにおいて乳児院の意見も聞いた上で、総合的に委託が適当かどうかを判断して「委託の決定」を行います。

「委託後」は、児童相談所と乳児院が中心にフォローを行っていきます。

一方で、この流れの中で実親への意思確認を必要なタイミングで丁寧に行っていきます。

全体を今、御説明したようなイメージで考えてみました。資料のそれぞれの段階のところどころに点線の囲みで記載している部分がございます。これは、例えば新生児を委託できる里親を絞り込んでいくために面接を行うとした場合、必ず確認すべき点にはどんなことがあるか。あるいは、実親への意思確認に当たって配慮する点はどのようなことがあるか。このあたりをポイントに、委員の皆様から御意見をいただきたいということをお示したものです。

また、その下ですが、あわせてこのような体制をつくった場合には、支援を必要とする人に情報が届くように制度周知を図っていく必要があると考えております。医師会ですとか産婦人科医会、または区市町村の母子保健部門などに知っていただくとともに、その他、支援を要する妊婦御本人にこのような制度があるということを知ってもらうためにはどのような方法があるか、あわせて御意見をいただければと思います。

また、直接的には連携体制ということではございませんが、児童相談所をはじめとした各機

関の人材確保や育成もこのような取組を行う前提としてはあわせて重要と考えて付記しております。

以上、都といたしましては、特別養子縁組を前提とした新生児委託につきまして、乳児院を活用して実親、里親の双方に丁寧に対応していく体制を構築するというのを一つのイメージといたしました。この案をベースに皆様に御議論いただき、御意見いただければと考えております。

次に、資料8をご覧いただきたいと思います。こちらは、今回の児童福祉法改正に関する国の資料を参考までにおつけいたしました。今回、養子縁組に関する相談・支援が法定化されましたが、今後、国におきまして児童相談所運営指針等を見直して、実親の意向確認や養親希望者の適格性判断、出自に関する情報の保管・提供など、具体的な相談支援のあり方について明記するとされております。

資料の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○駒村副会長 ありがとうございます。資料2から資料4が養子縁組の現状についてということで、「特別養子縁組を前提とした新生児委託のシステムづくり」については資料5から資料7という形で説明がありました。

新生児委託を進めるに当たって、必要な視点を踏まえて、どのような体制を構築して、どのように具体的に進めていくのかというのを今日これから議論していきたいと思います。

議事の進め方としては、まず30分ほど必要な視点や基本的考え方、それを踏まえた実施体制、その後、各関係機関の連携体制について議論をいただきたいと思っています。

まず、資料2から4が都の現状や事実の確認でございますが、資料2から4の事実関係とか現状確認について何か御質問はありますでしょうか。

どうぞ、宮島先生お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。細かいところに結構いろいろ考えるところがあるもので1つお聞きしたいのですが、資料2の真ん中のところです。全体としてはとてもわかりやすく、網羅的にわかりやすい図として、さすがだなと思うのですが、真ん中のところの「里子」という言葉についてお聞きしたいと思います。

「里親」という言葉は児童福祉法上でも明記されておりますけれども、児童福祉法には「里子」という言葉は見当たらないと思っています。私自身は「里親」という言葉は好きなのですが、「里子」という言葉は余り好ましい言葉としては理解していなくて、むしろ使わないほうがいいのではないかと感じています。

それは、日本語に根強く残る寂しいイメージを感じさせるからで、里子に出すとか、養子に出すとか、後の資料でまた出すという時には申し上げたいと思いますけれども、どうしても関係を断ち切り、どこか遠くにやってしまうというイメージが「里子」という言葉にはむしろあるような印象を受けております。そのために、以前、編集委員会の委員長をやらせていただいた『里親と子ども』という明石書店の本でも「里親と里子」ではなくて「里親と子ども」という用語を使っておりました。

時々、里親さんからも「うちの里子は」という言葉は聞くのですが、子供自身の感じ方として果たしていいのかどうか。「子供」という表現でいいのか、あるいは「委託候補児童の選定」という言葉にかえてもいいのではないかとと思うのですが、この「里子」という言葉について、公式な資料に載せていればそれが定着するということがありますので、これをどう捉え

るかをちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○駒村副部長 この資料は、ホームページか何かで公式に出てくるわけですね。だから、使い方を確認させてください。お願いします。

○中澤育成支援課長 この資料自体はオープンな会議ですので、しばらくしてからホームページにアップされるということになります。

御指摘ありがとうございました。この資料は養子縁組と、それから養育家庭と2つの中身について一緒にあらかずというところで、こういった形で「里子」ということで統一して今、言葉として使っていたという図になりますけれども、確かに宮島先生がおっしゃるとおり、その辺については少し配慮が足りなかったかと思っておりますので、修正させていただきたいと思っております。

○駒村副部長 宮島先生、よろしいですか。

これは、委託候補児童という流れになるんですね。

○宮島委員 そうですね。

○駒村副部長 わかりました。

それでは、武藤先生お願いします。

○武藤委員 私も、今、国のほうの専門委員会に関わって、この中にも関わっていらっしゃる方はいらっしゃるけれども、そもそも「里親」という言葉そのものも少し検討したらいいんじゃないかというような意見も出ているところでもあります。

ですので、「里親」、それから「里子」ということも含めてそうなのですけれども、長期的に今後この制度を拡充して増やしていくということがあればやはりイメージ的な部分もあるし、どうなのかという意見は出ているので、多分、国のほうでも検討するんじゃないかと思っております。

○駒村副部長 この資料の中で、「里親」を現時点で変える必要はないということですね。

○武藤委員 はい。

○駒村副部長 そこは留意事項ということだと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、都留委員お願いいたします。

○都留委員 資料3の厚生労働省から出ている東京都分なんですけれども、平成27年度の部分で現在わかっている数字があれば教えていただきたいと思います。

○駒村副部長 事務局、この辺は平成27年度の資料はありますか。

○中澤育成支援課長 申し訳ありません。今、手元に数字がございません。

○駒村副部長 これは会議の最後までにできるか、次回かということはあると思っておりますけれども、お待ちいただくということで、今日の議論には参考にはなりません、都留委員よろしいでしょうか。すぐには出てこないということですが。

○都留委員 はい。

○駒村副部長 他にいかがでしょうか。資料4までのところでの事実確認です。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 資料3ですけれども、今までこの会でもいろいろ意見とか、それから現状が出されていましたが、2歳未満の乳幼児の措置の状況で、乳児院への措置が大部分で、養育家庭だとか養子縁組が進んでいないということに関しては、基本的には今日、児童相談所の方々も来ているので、実親がなかなかそういうものに関して賛成しないというんでしょうか。そういうことで、この乳幼児の措置が養育家庭や養子縁組にいていないのかどうかということ、再確認

なのかもわかりませんが、コメントいただきたいと思います。

○駒村副部長 恐らく、次の議論からまたこちら辺のことは出てくるとは思いますけれども、もし今の御質問に対してお答えできればお願いしたいと思いますが、事務局どうでしょうか。

○石塚立川児童相談所長 児童相談所の者です。先ほどの御質問に対してなんですけれども、担当児童福祉司がケースワークする上で養育家庭、それから養子縁組等々に話を出す際に、どうしても実親のほうが、取られてしまうんじゃないかというようなことがあって、乳児院であればいいけれども養育家庭は嫌だというようなことですか、乳児院であれば面会等々もできるというようなこともあります。養育家庭、養子縁組等々の話をしたときに、面会も含めての話となると難色を示して了解いただくことがなかなかできないというような状況がございます。

それから、支援の難しいお子さんもいまして、そういうお子さんを考えたときに養育家庭よりも乳児院のほうにお願いしたほうがいいんじゃないかというようなお子さん自身のことについても判断するというようなこともあります。現場ではこういう結果になる方向が出てきてしまうということがございます。

○駒村副部長 武藤先生、この2つということによろしいでしょうか。

○武藤委員 はい。

○駒村副部長 他にいかがでしょうか。

青葉先生、お願いします。

○青葉委員 2つほど質問です。資料2の養子縁組成立までの図柄ということで、このとおりですけれども、この最後の展望というのが今回この専門部会で話題になるのかどうかです。ここで全て議論が終わってしまうのか。その後にもう一つ矢印があるのだらうと思うんですが、ここで区切っているのもう一つ突っ込みたいなという思いがあります。

それから資料3ですけれども、新生児ということで2歳未満で切ったのだらうと思うんですが、特別養子縁組の東京都内の成立件数というのは児童相談所関係ですけれども、3年間の数字を見ますと倍々ゲームで増えていると思っています。この調子で世の中が養子に関心が向いてくると、さらに倍々ゲームが数年これから続くのだらうと思うんです。

なぜこんなことを申し上げるかという、今日の話題の後半で体制をどうするかとるかというときに、数が倍々ゲームで進んだときにかなり体制が変わるだらうと思っています。もし数字がわかれば、急な質問でわからなくて申し訳ないのですが、一応数字が倍々ゲームで進むというあたりを前提に話を進めていかどうかということなんです。

○駒村副部長 資料2は、恐らく成立までということでこの資料はできているんだと思います。この後のフォローは後ほど議論もあるかと思いますが、事務局、そういうことでいいですか。これはまた、今後議論の中で充実していく。とりあえず、今日は成立までのところまでしか書いていないという理解ですね。

○中澤育成支援課長 資料2に関しましては、あくまでも成立までのフローを表している図になりますが、資料5、6、7の御説明をする中で、この辺はこれから議論いただくことになりましますけれども、委託後も含めての御意見をいただければとは思っておりますので、よろしくお願いたします。

○駒村副部長 だから、資料7のほうでまたアフターフォローみたいな感じで出てくる。

資料3のほうのデータについてはいかがでしょうか。

○中澤育成支援課長 青葉委員が今お話しされたのは、特別養子縁組の年間の数字ということにな

りますね。

○青葉委員 はい。全ての数字です。

○中澤育成支援課長 出てはいるのですけれども、今、探しますのでちょっとお時間をいただいでいいですか。

○駒村副部長 今日乳幼児の話が中心ですけれども、その外にある話も実はということでもありますので、もしあれば後で会議中でもコピーをいただければ、間に合わなければまた次回ということに対応してどうでしょうか。

○中澤育成支援課長 今の青葉委員からの数字ですけれども、養子縁組里親の各年度の新規委託の児童数ということでもよろしいでしょうか。

○青葉委員 はい。

○中澤育成支援課長 それですと、平成24年度が19人、平成25年度が22人、平成26年度が13人、平成27年度の12月末現在ということで第3四半期までなんですけれども、25人ということです。

大体、20人、30人ぐらいの間で推移をされていて、平成26年度が少なめだったのですけれども、平成27年度に関しましてはかなり増えているかなという感じでございます。

○駒村副部長 よろしいでしょうか。

○青葉委員 はい。

○駒村副部長 他に、資料4までいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 もし既に出ていたら、到着が遅れて申し訳ありません。資料3の乳児院措置の数字のところですが、いわゆる長期に入所が見込まれる子供と、短期に引取りが見込まれる子供がいると思うんです。それで、養育家庭とか養子縁組という前提を考えると、やはりどれぐらいの乳児院に預けられた子供が長期に社会的養護の対象になってきているのかということとの兼ね合いで見る必要があるかと思えます。

実親の同意問題はありませんけれども、早く引き取る気である親と、しばらくは見られない親と、その意思そのものも定まっていな親とでは大分状況が違うかと思えます。その対象の見極めですね。そう思うので、なかなか流動的ですが数字がぱっと出るものではないと思いますけれども、恐らく対象としてそういう絞り込みが要るかと思うので、そういう観点で見た場合にどうなのかという情報を何かお持ちでしょうか。

○駒村副部長 事務局、もしそういう期間に関するデータがあれば。

○中澤育成支援課長 親御さんに早く引き取る気があるかどうかというところのデータは持っておりません。申し訳ありません。

○駒村副部長 これは実母との関係の議論が出てくると思うんですけれども、やはりそういうデータも手元にないと、どういう関係をつくっていくかという議論になっていくと思えます。今後これからの議論を充実していく中には必要になってくるのかもしれないので、現時点では山本委員の御指摘のようなデータは今ないということでもよろしいでしょうか。

では、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。資料4についてお聞きしたいのですが、これは現状ということなのでまた言葉の揚げ足取りのようで恐縮ですが、子供を育てるといのはもしパートナーがいたとすれば共同の営みであって、片方が育てるといということではないという考え方

にもなってきたと思うんですけれども、「主たる養育者」という言葉の中には、お父さん、お母さんがいて、お母さんが中心になって養育して、お父さんは脇役だというような考え方が反映される可能性はあるように感じられます。

今後、この辺は考えていかなければならないのではないかと思うのであえて伺うんですけれども、ここでその「主たる養育者」というのはどういう位置づけになっているのかということをお聞きしたいのです。

○駒村副部長 資料4の左の下のところの四角いところですね。

○中澤育成支援課長 東京都は、これまで「主たる養育者」ということで、登録していただくときも申請書で、主に子供を長い時間、中心になって見ていただく方に丸をつけていただいています。今はこういう形でやっていますが、宮島先生の御意見も踏まえて、今後その辺についてもあわせて検討していければとは思っていますので、御意見として承ります。ありがとうございます。

○宮島委員 検討していただけるということで、本当にありがとうございます。どうしても里親制度が昭和30年代の家族モデルを前提にして今に至っているという思いが強くありますので、このあたりはぜひとも検討の対象にさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○駒村副部長 もしよろしければ、今日一番のメインの議論になりますけれども、そろそろ資料5、6に移りたいと思えます。

それでは、新生児委託のシステムづくり、実施体制について、こちらの議論に入っていきたいと思えます。事務局の資料5、6についてですけれども、ここについて、これは非常に重要な点でございますので、先に資料5の基本的な考え方ですね。その次に実施体制という順番で少し議論を進めたいと思えます。この点について御意見いただければと思えますが、いかがでしょうか。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 とても大事なことだと思うので、先ほどむしろ網掛けのあたりに意見を置きたいということだったんですけれども、その前のかなり根本的なところに戻って考えていることを申し上げさせていただきたいと思えます。

まず資料5ですが、「基本的考え方」で「実親と実子の関係は最も重視されるべきものである」「実親と里親の意思を丁寧に確認する必要がある」。ここを第1、第2として書いてくださっていることは本当に必要なことで、この整理はありがたいと思っています。この辺が割とさまざまところで曖昧になっていたりすると思えます。そこであえて申し上げたいのですけれども、それであれば左側には「実親子の関係」と、3つ並んでいるのですが、これは子供への支援、実親への支援、里親への支援と3つが並ぶのが本来ではないかと私自身は考えるのです。里親制度は子供への支援と、実親への支援と、里親への支援の3つの支援の統合だという言い方をずっとしてきております。どうしても実親子と、あるいは里親子とセットで考えられてしまつて、子供への支援ということを明確に打ち出しておかないと、この辺がぶれてしまわないかどうかということが私自身の問題意識としてあります。そこを考えてほしいと思えます。

その上で、この資料5について細かいところで3点あるんですけれども、続けて申し上げてよろしいでしょうか。

○駒村副部長 はい。

○宮島委員 先ほどの2つ目の「○」まではこのとおりがいいと思うのですが、3つ目の「○」

で気にかかるのは、「里親の養育力や里親子関係の評価を一定期間丁寧にを行う必要がある」。この「一定期間」というのが、最初の里親の養育力と、里親子関係の評価と、両方にかかるのか、片方にかかるのかというのがとても重要で、現在の書き方だと両方にかかるように読める。里親の養育力は、短い間というよりも、かなり長い間ずっと評価し続けなければいけない。評価と言うと、点数をつけるというようなイメージになってしまっていてよくないと思うんですけども、まず理解して、その取組の大変さとか御苦労がちゃんとわかる。本当にいい取組であれば称賛するということも含めてだと思ってしまうんですけども、この「一定期間」というのがあることのプラスと、ここにあることのマイナスと、そのあたりが気にかかります。

それから、4つ目の「○」なんですけれども、「里親子の交流を丁寧に支援する必要がある」。

ここは字句どおりで、そのまま素直に読めばこのとおりですばらしいなと思うんですけども、意地悪に読むと「丁寧」というのが慎重過ぎてなかなか先にいかないということにならない心配になります。例えば現状でいうと、0歳児の委託のための交流を半年以上も継続してしまうというようなあり方がある。それで、1歳を超えてしまうということがかなり起きていますので、「丁寧」というのはごく前提としてあることとして、ここに「丁寧」と書くことのプラスとマイナスがあるのではないかという点が気にかかります。

あとは、次の「○」についてなんですけれども、「養子縁組成立後も実親と里親子の求めに応じ支援を行う必要がある」。確かに、法的な親子関係が成立した後、公が介入し過ぎるのは好ましくないので、基本的には求めに応じて支援を行うということでもいいと思うんですけども、やはりもう成立したんだから関わらないというようなあり方を一方では避けなければいけない。委託をして成立した後も、さまざまな成長とか家族の課題に応じて対応しなければいけない。この辺の支援契約をあらかじめちゃんと結んでおかないといけないんじゃないか。そういう観点からいうと、ここに「求めに応じ」という表現があることのプラスとマイナスがどうもあるのではないか。本当に細かいところなんですけれども、そのあたりを資料5については感じます。

○駒村副会長 ありがとうございます。審議会は、出てきた文言をどういうふうに委員が理解しているか、評価しているかというのは大変重要だと思いますので、今の議論を深めておく必要があると思います。

まず、その3つの柱の作り方がちょっと違うんじゃないかという御意見がありました。今の宮島委員の議論に関わっても構いませんし、また別の視点からでも結構ですけれども、他の委員いかがでしょうか。御発言いただければと思います。

宮島委員の作り方としては、子供、実親、里親という3つがあつての支援ということで、まず3つつくっていく。ここでは「関係」「関係」ときているけれども、そうではないのではないかと御指摘ですね。まず柱立ての作り方でありましてけれども、この辺についてはいかがでしょうか。あるいは事務局のほうから、実は「関係」とわざわざ書いているのは、こういうことを意味しているのかということがあれば何か御発言いただければと思いますし、あるいは先ほどの「一定期間」「丁寧」「求めに応じ」という言葉ですね。ここも特別な意味が入っているんだということであればまた解説いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず委員のほうから、今の宮島先生の話に関わってもいいし、また別の視点からここが気になるという言葉をお話していただいても結構です。

では、武藤委員お願いいたします。

○武藤委員 さっき中澤課長が説明をされるときに、これは児童の最善の利益というのが大前提ということの説明いただいたということなのですが、宮島委員からも話があったように、私は子供の最善の利益は当然担保すべきだと思っています。

ともすると、そこがどうしてもおろそかになりがちという部分があるので、宮島委員が言うように、あえて左側のところにしっかり子供への支援の実施の視点を盛り込んでいいのではないかと思います。意見です。

○駒村副部長 そうすると、柱立ては大前提であるのは当然だというものの、やはりはっきりと子供の最善の利益、子供がまず先頭で、2番、3番はこの順番で、3番目についてはあえてここで出さなくても上の2つの支援でそこはちゃんとできていると整理していいのではないかというお考えで、他の委員はどうでしょうか。

事務局のほうは、「関係」「関係」というふうにつくっている意味は何か特段あるのか。それとも、整理の方法として子供、実親、里親と3本の束が大事だという、先ほど宮島先生がおっしゃったところを受けて、その整理で本質的な問題は変わってこないというか、そこでこちらの基本的な考え方は全く違うものになるというわけではないという理解でいいでしょうか。どうでしょうか。こちらは大丈夫ですか。

○中澤育成支援課長 「関係」とか「支援」というところですが、当然対象が実親であり、里親であり、大前提としては子供の最善の利益ということだと思えるのですけれども、その各対象となる方々への支援を考える上で、特に「実親子の関係」「里親子の関係」、それから具体的な支援の中身、そこについてやはりきちんと考えていく必要があるということで、「関係」ですとか「支援」とかという言葉で整理をしてみたものです。

確かに、資料の中で子供そのものの話が抜けているというふうに私も思いましたものですが、説明の中で子供の最善の利益を大前提ということをつけ加えさせていただきましたが、そのところが不明確ということであれば、やはりそこをきちんと落とし込んでいくことが必要かと思えます。

○駒村副部長 山本委員、お願いします。

○山本委員 ①、②、③の親子、里親子、実親というのは結局、利害当事者の関係性なんです。それで、どちらかというとその利害当事者の関係性に注意をして調整をしようという前提があってこの言葉を選ばれたと思うのですけれども、元の考えから言えばそれぞれの権利主体は複雑な人間関係、利害関係が他にいるわけで、それぞれの関係の利害関係で分けるとその主体が曖昧で、実親子の関係は親の側なのか、子の側なのか、あるいは里親子も子の側か、親の側かとありますよね。

例えば、それは調整ごととしてはわかりやすいけれども、どこに主体があるのかよくわからないという関係なので、子、実親、里親という主人公を明確にして、それぞれの人がそれぞれに持つ関係を①、②、③に全部出てくるわけですが、それは当事者をはっきりさせて柱を立てたほうがわかりやすい。宮島先生の御意見に同意します。

○駒村副部長 私も、関係に着目しているのかどうなのかというのが資料のつくり方としてはポイントかと思っていたのですが、委員の皆様からはやはり主体に着目した整理をしたほうがいいのではないかという御意見だったわけです。他の委員からは、そういうまとめ方がいかがでしょうか。

青葉委員、お願いいたします。

○青葉委員 基本的には、今の議論で私も賛成です。

それで、1つ疑問というか、ないほうがいいかなとむしろ思う事項としては、資料5の「○」の最後の養子縁組成立後も実親の求めに応じて支援を行うという部分です。この場合の実親の支援は普通、子供を手放しているいろいろな複雑な気持ちになっている。それも6か月、1年たった後の姿ですけれども、どういう支援を行うのかということで、一般的な家庭相談とか生活設計の相談ということであれば当然誰でもあるわけですが、養子縁組に関してはこの時点で実親との相談というのはかなり慎重にセットされるべきだと思います。

○駒村副部会長 今のところは、一步間違えると誤解を、支援の意味が多様に捉えられてしまう可能性があるということだと思います。これを削るか、それともやはり「求めに応じ」というところに意味があるわけですから、ただ、そこで言っている支援というのは青葉委員が心配されているような意味での支援ではなくてということなのかどうかは、やはり審議会できちんと議事を残しておかないといけないと思いますので、青葉委員は削ってしまえばいいとおっしゃっているわけではないのだけれども、間違えて捉えられないようにちゃんとここで解説をしておいたほうが良いということですね。

○青葉委員 具体的には、実親が縁組成立して1年もたっているのに、子供に会いたいといったときに本当に応じられるのですかということです。

実親との交流をだめと言っているわけではないのですが、かなりそれにはきちんとした構えをつくって、縁組した後に実親を養親と会わせるとか、子供と会わせるというのは大変な手続だと思いますので、そういう意味です。

○影山児童福祉相談担当課長 今回の児童福祉法の改正の中で、特別養子縁組成立後の元実親、いわゆる実親ですね。権利関係を解消された実親についても相談、情報提供に応じるというような形で条文に書き込まれて、厚生労働省はこれに対する見解はどうかということとは説明会でも質問させていただいたのですけれども、まだその部分は検討中であるということ、今後施行されるのがいつかはっきりはわかりかねるのですが、その施行までにある程度指針等でその辺の内容は示すというふうに出されているので、多分その辺の法律の解釈を含めて今後この辺のところは整理をしていくようかと考えております。

○駒村副部会長 よろしいでしょうか。恐らく情報提供が子供の育ちに悪い影響を与えてしまっているわけですから、そういうことがないような範囲での実親に対する支援ということなのだろうと思いますが、そういう法改正、それに伴う指針で少しそういうことが決まってくるけれども、青葉委員からはその辺は留意しなければいけないのではないかと話だったと思います。他にいかがでしょうか。

では、磯谷委員お願いいたします。

○磯谷委員 この「基本的考え方」なのですが、ここに書いてあるのは最後の「○」はちょっと毛色が違いますが、他はある意味、今でも同じといますか、今でも妥当する話なのかと思います。

そうすると、それで一体何を新たにつくっていくのかという疑問も感じざるを得ないです。そもそも論として、東京都としては養子縁組里親に持っていくまで非常に時間を要しているという実情があって、それをどうするのかというところが多分議論の出発点ではなかったか。そうすると、この「基本的考え方」の中にやはりスピードアップをするのだ。ただ、とはいえずスピードアップすればいいだけの話ではなくて、やはりいろいろ他にも考えなければいけないこ

とは依然としてあるというのはいいのですが、しかし、そのスピードアップをするということ盛り込まないと、結局どういうイメージで今後の体制をつくるかというのがはっきりしないのではないかと思います。このあたりは、他の先生方の御意見があるのかもしれませんが。

- 駒村副部長 この辺については何かございますか。「丁寧」とか、その話はまた次のところでもう少し議論が深まってくると思うので、ここはあくまでも基本的な考え方だと思うのですが、先ほども「丁寧」とか、そういう言葉がスピードアップではなくて慎重過ぎてしまう意味合いが出てきてしまうのではないかと心配される意見もあったわけですが、これについて他の委員からは何かございますでしょうか。

では、都留委員、次に宮島委員の順番でお願いします。

- 都留委員 乳児院の入所の段階で、「基本的考え方」の「実親と実子の関係は最も重視されるべきものである」というところでは、特別養子縁組の候補ですということを出産を迎え、入所になるとときにはもうちょっと時間が欲しいとなっているのが実情なのですね。

多くのケースが、特別養子縁組の候補から時間を置いていく中で育てたいということになっていく状況ではあります。それが悪いというようなことではないのですが、その後の見方が恐らくこれから資料6のところでは当たるとは思うのですが、基本的な考え方の中に磯谷弁護士が言ったような感じで実親と実子の関係を最も重視というようなところになれば、今までと何ら変わらないのかというふうには思っております。

- 駒村副部長 もう資料6に入っていたとしても結構です。資料6を踏まえて議論していただいて結構だと思います。

宮島委員、お願いします。

- 宮島委員 さっき磯谷先生が御指摘されたことは確かだと、むしろこの右のほうの「基本的考え方」の中に、早期に愛着の対象を子供に与える。ずっとそこで育ち得る家庭を与える。その促進ということがやはり入ってくるべきだと思います。

それとちょっと関連するのですが、先に少し戻ってしまうのですが、実親への支援に、青葉委員からは交流の支援というようなイメージが入ってくるとおかしくなるのではないかとおっしゃられたと思うのですが、やはり特別養子縁組が成立するというのは養親と子供との関係性とか、その家族の安定性を壊すおそれがあるから、実親との法的親子関係を終わりにするという意味ははっきりあるわけなので、先ほどの「○」のところには交流の支援は入らないものだろうと考えます。

- 駒村副部長 宮島委員の今おっしゃられた「早期」という言葉はどうしますか。キーワードとしては大事な言葉なので。

- 宮島委員 磯谷委員が「スピードアップ」という言葉が使われたということと、都の案（資料6）の中に乳児院の入所期間を3週間程度にして、そして委託の促進を図ることが盛り込まれている。これはまさに画期的なことであって、それを「基本的考え方」の中に項目として挙げない手はないといえますか、むしろ挙げるのが自然なのではないかというつもりで申し上げました。

- 駒村副部長 資料6のところの体制がしっかりしていれば、だから3週間というのが出てきたわけですが、そこを受けてこの「基本的考え方」の中にも時間をそんなにかけることもなく、「早期に」というような文言を入れていいのではないかとということなのですが、この辺

について他の委員から何かございますか。

では、事務局からお願いします。

○松山少子社会対策部長 これはタイトルで「新生児委託」としており、新生児というのは28日未満ですね、そこに、「早期に」という主旨を盛り込んだのですけれども、さらに明確に、次の資料6で病院に1週間いて、乳児院に3週間で何とか28日、必ずしも28日未満でない場合もあるかもしれないのですけれども、その間に特別養子縁組に向けた里親委託をできる体制をつくろうということの資料でございます。

○駒村副部長 恐らく、「丁寧に」という言葉が一方ではブレーキに聞こえる。それで、先ほどの議論があったのでということだと思いますけれども。

○松山少子社会対策部長 そうであっても、やはり交流というものは丁寧にやらなければいけないです。

ただ、今までのように長期にやっていると28日では到底委託できませんので、そこはタイトルから読み込んでいただければというのが事務局の意図でございます。

○駒村副部長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 「新生児」という言葉がそのとおりだと理解しています。

ただ、現状で新生児委託ということがどのように使われたり理解されているかということ、0歳児の委託という形で広く理解されて、0歳児委託、新生児委託というような使われ方があって混乱しているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山少子社会対策部長 その点については、先ほどの資料3の厚生労働省の統計でも1か月未満と1か月以上を0歳の中で分けていまして、今、分けているところが厚生労働省から実は言われているところです。私どもとしては今まで0人であった1か月未満のところの委託を進めるためにどうしたらいいかということで御議論いただいているという形で資料をつくっているところでございます。

○駒村副部長 資料6についても、御意見をいただきたいと思っています。

青葉委員、お願いします。

○青葉委員 資料6は画期的な革命的な案だと思って歓迎しております。

資料6の乳児院を活用してはどうかという提案が、私にとっては目からうろこです。28日とか、1か月とか、そういう日数はあつという間に過ぎてしまいますので、乳児院を軸に子育てをしながら養子縁組が成立していくという過程はものすごく素晴らしいアイデアだと思っております。里親の立場から見てもここで乳児院と一緒に子育てをするという体制が新生児で成立すれば、次は幼児さんだし、もうちょっと幼稚園くらいの子も含めて乳児院と一緒に子育てできないかという試金石になると思っております。これはぜひ実現していただきたいというか、我々は応援できることであれば幾らでもしたいと思っております。以上です。

○駒村副部長 まだ資料7には入っていませんけれども、関係機関の中核的な部分に乳児院が出てくるわけですが、青葉委員からこの乳児院が重要な役割を果たす。軸にしていくということで大変高い評価があったかと思いますが、他の委員はいかがでしょう。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 先ほどの件は本当に御指摘いただいて、ここで議論できて私はあえてよかったと、自分の発言をかばうようで申し訳ないのですけれども思っています。

その上で、資料6について気にかかることを申し上げさせていただきたいのですけれども、

先ほど申し上げたことと全く同じなのですが、「基本的考え方を踏まえ、次のことを的確に実施する」。これが、「実親支援」と「里親子支援」となっていますけれども、やはり実親支援と里親支援と子供支援と3つに整理した方が望ましいのではないかと。

子供支援については、愛着の対象をまず確保する。家庭を確保する。その他にも、名前をどうするかとか、命名登録をきちんと保障していく。前回部会のヒアリングの鈴木先生の御報告に、本当にそうだと思うものがたくさんありましたけれども、そういうものが入ってくると思いますが、あとは養子縁組が成立するまでの間は6か月以上新生児の場合もかかるわけで、そこで保険をどうするかとか、さまざまな母子保健に対する支援等をきちんと保障していくとか、あるいは出自や委託の経過をちゃんと保存していくこととか、子供支援として独立させるべきものは多々あるし、明記することがあるだろうと思います。その意味でも、これは3本で整理したほうがいいのではないかと申し上げたいと思います。

あとはもう一つ、言葉なのですけれども、ここの「実親支援」のところと、左の角のところなのですが、「出す」という言葉が使われています。やはり「出す」という言葉は、出された子供ということの子供自身にイメージさせる言葉で、基本的には私は使うべきではない。「託す」という言葉に置きかえていくべきだと考えています。

実の親に出された子供という位置づけ、それを一生を背負っていく子供のことを考えると言葉が大事にすべきであって、実の親も愛したかったけれどもさまざまな事情があって自分で養育することができなかった。でも、名前をつけることや、新生児の時の関わりを精一杯した。そして、本当に愛して下さって大事にしてくださる養親さんに託すのだ。こういうことでなければ、子供は自分の一生を築き得ないと思いますし、産みの親御さんも自分の人生を立て直すためには、自分では育てられなかったけれども安心して本当に信頼できる方に託したのだというストーリーが子供にも実親にも必要です。また、里親さん、あるいは養親も託された子供なのだということの自覚等がとても大事なことだと思いますので、言葉についてぜひとも検討していただきたいと思います。

○駒村副部長 この資料6の左のブロックのところは基本的な考え方にそろえて、子供の支援というところの項目を立てて、先ほど宮島委員がおっしゃったような具体的な支援内容を書き込む。

もう一個は、確かに「出す」という表現は、この制度を積極的に進めていくには表現としてはより心のこもったというか、新しいシステムの精神も反映するわけですから、やはり「託す」という言葉がいいのではないかと御意見でした。

事務局、まず、この「出す」「託す」は特段いいですね。当然ながらだと思いましたが。

○中澤育成支援課長 次から資料をつくる時には留意したいと思います。

○駒村副部長 それから、基本的な考え方にそろえて3つ、3主体への支援を具体的にここで確認するということについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局も、これでいいでしょうか。そういうまとめ方になっていく。次回の要約はそういう形になるかもしれませんが、ひっかかることはありますか。他の委員も、もし何かあればどうぞ。

では、渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員 乳児院を活用してはどうかという部分に対しては、中身についてはこれからという理解でよろしいですね。これは、一つの提案ということですね。

○駒村副部長 資料7のほうでまた細かくやります。

○渡邊委員 乳児院は資料7の部分も拝見させていただいたのですが、乳児院がソーシャルワーク的に活動する支援、サポートを行っていくとなると、当然、乳児院は建物の中にあるわけですから、その乳児院に支援を受けに行くとなると地理的に偏りが起きてくると思います。やはり拠点にするのか、あるいは出て行って支援をするのかという部分もぜひ今後また議論をしていただければと思います。

近い人はそこを施設として利用しやすい、サポートを受けやすいけれども、遠い人は何かちょっと行きにくいなというよりも、私がイメージしたのは乳児院が出て行って支援をしていくというような形でしたので、きっとこれから議論されるのだろうと思ったのですが、先にちょっと確認させていただきました。以上です。

○駒村副部長 これは、多分資料7のところはどういうマンパワーや動きができるのか。ノウハウの問題などの議論になってくると思います。また資料7で確認したいと思いますが、他に資料6について事務局はいいですか、先ほど何か打ち合わせをされていたみたいですが、特段ございませんか。

○中澤育成支援課長 大丈夫です。

○駒村副部長 では、資料7に関わる話が続けて出ていますので、新たな体制で新生児委託を進めるための関係機関の連携体制についての具体的な仕組みについて議論していきたいと思います。

資料7の関係ですけれども、ここに書いてあるように複数の関係機関、それから委託後の関わり、さまざま課題があると思います。そこで、幾つか項目を分けて議論を進めていきたいと思います。「新生児里親登録」と、それから「マッチング」のところについて、最初はこの2つですね。フローチャートの最初の2つのところについて議論を進めていきたいと思います。

あとは、今日の議論の今までのところについては、当然、次回に議論を受けて修正したものがまた用意されてくるということでいいでしょうか。

○中澤育成支援課長 次回、次々回と、今度は今回の部会の提言をいただく上での議論となりますので、そのときに出す資料等に生かさせていただければと思います。

○駒村副部長 わかりました。では、先ほどの議論で乳児院を中心にしながらということなんですけれども、具体的な関連機関の話、あるいはそのフローの話について、まず「里親登録」と「マッチング」のところについて委員の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

最初の2つのところで、渡邊委員から何かございますか。先ほどのところはどちらかというと、「交流・委託決定」後のところかと思いますが、その前の段階で何か気がついたようなことはございますか。

○渡邊委員 申し訳ありません。皆さんの意見をいただきながら、じっくり考えさせていただけたらと思います。

○駒村副部長 では、青葉委員お願いいたします。

○青葉委員 資料6と資料7と見比べると、資料7のところでは1つ欠けているんです。市町村との連携というのが、資料7では入っていない。どこかに入っているんですか。後で教えてください。

それで、資料6のほうの市町村との関係で非常に小さい話題になりますけれども、マッチン

グの段階ではまだ委託になっていませんので、今の制度ですと市町村はなかなかかめないのではないか。委託になると住民登録するということになりまして、自動的に保健センターに登録されるということで、家庭訪問を受けているというようなことを聞いております。そうすると、マッチングのときにいわゆる市町村の保健センター、専門家の支援を受けるようなスタイルは資料7にどこかで入れていただけないかなという思いがあります。

とにかく新生児については命を守るといふか、失敗が許されないという世界ですので、全力を挙げて地域の保健所だとか、いろいろな方の協力を得て安全を図るといふ意味で、ここに1つ何か項目が足りないように思うのですが、いかがでしょうか。

○駒村副部長 そうですね。これは2つ比べると、確かに市町村がどこに資料の中にいつているか。消えてしまっているようにも見えるんですけども、この辺は何か意味があるといふか、そのように書く理由は何かありましたか。

○中澤育成支援課長 資料6のところ、区市町村との連携の部分は表させていただいて、資料7についてはもちろん進めていく上で必要な段階には区市町村も協力いただいたり、連携していったりというのはあるかと思うんですけども、この二次元の図に表すのがなかなか難しいところもあって、とりあえず主となる関係機関がどういう形で連携をしていくのかといふところを表したかったのでこんなつくりにしておりますが、区市町村との関わりといふのは当然必要などころでは出てくるものだとは思っております。

○駒村副部長 何か表現を工夫できないかと私も今、考えたんですけども、なかなか、そうですね。他の委員からも、御自由にどうぞ。この最初の2つのフローのところだけとりあえずやっていますけれども、御意見があればどうぞ。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 資料7の、この2つのフローについてということによろしいですね。先ほど、点線で囲ったところについてぜひとも意見をといふことだったので、そこに関わることを申し上げたいと思います。面接においても、里親選定においても、研修においても、共通すると思うのですが、4つのことをぜひとも大事にしてほしいと考えます。

1つ目は、どうしても長くお子さんがいらっしゃらなくて、お子さんを得たいというお気持ちの強い方々が対象になるだろう。不妊治療を長く受けていらっしゃる方が、大半を占めるだろう。子供が来たら幸せになるというイメージを、どうしても抱いていらっしゃいますね。それはごく自然なことだし、大事なことだと思います。

だけれども、子供を得ることから、子供を迎えて育てることに転換をしていかなければならないというのが、里親になってもらう、あるいは養親になってもらう上でとても大事なことだと思います。だからこそ、最初から、子供のためのものです、子供を育てるんですよとびしゃっと言ってしまうと逆に冷たく感じられて、転換が逆に促されない可能性が高いので、ぜひとも不妊治療等を長くして子供を待ち望んだけれども得られなかったというプロセスを大事にした上で、そして子供を迎えて育てるんだといふ転換支援ですね。これを大事にしてほしいというのが1点目です。

2点目としては、子供を得ることについても、子供を迎えることについても、養子縁組をすることについても、夫婦の間で温度差が必ずあると思います。逆に温度差がないのはおかしいのであって、あることを前提にして、その温度差や意識が違うところをどう一致させてきたのか。現在、一致しているのか。食い違っているところはということなのか。そのような2人

の関係をどう扱うのかという、夫婦のパートナーシップのあたりを丁寧に扱っていく必要があるだろうというふうに2点目として思います。

3つ目としては、家族は夫婦だけではないわけで、親族との関係とか地域との関係がありますので、ぜひとも家族面接をしていただきたいと思います。特に、夫婦、家族が地域でどういうふうに生活をされていらっしゃるのかという把握がすごく大事なことだと思いますので、まさに家庭調査ということですね。家族面接、訪問を重視してほしいという点が3つ目です。

4つ目としては、そういう中で養親候補者や里親さんを理解することが大事だと思いますけれども、それぞれの方と支援者がきちんとパートナーシップを持っていかなければ支援はうまくいかない。信頼関係がないところで支援は成り立ち得ないと思いますので、ぜひ今3点を申し上げましたけれども、そういうプロセスを通じて支援機関とのパートナーシップが築ける人かどうかを見ると同時に、パートナーシップを築いていく努力といいますか、そこをぜひとも強調してほしいと思います。

もう一点だけ申し上げたいのは、児童相談所との間でそれを丁寧にやる必要があると思うんですけども、その他の支援機関との間でもそういった連続性のある関係といいますか、それを築かないとうまくいかないだろう。

現在のこの表ですと、里親支援機関がサロンの開催だけでとどまっているんですけども、ここもそのところだけじゃなくて連続的な関係をつくっていかないと難しいかと思しますので、一番下の「サロン開催」ということだけではなくあり方を検討する必要があるのではないかと考えます。以上です。

○駒村副部長 非常に詳細なアイデアと、それから最後のところは具体的な部分だと思いますけれども、他にいかがですか。

では、渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員 宮島委員と私の今からお話する部分は重複しているかもしれないけれども、立ち位置によってはちょっと違う意見になってくるのかもわかりません。

里親支援機関、乳児院、いろいろ支援者がという形で、里親支援機関がもちろん包括的に一からやるというの、やるのであれば効果的だと思いますが、私はここで乳児院さんがもう既にいらっしゃるのであれば乳児院全部とは思いませんが、乳児院さんに包括的に関わってもらうというのが、もしかしたら宮島委員のおっしゃっているものがより具体的になる方法になってくるのかなと思ったりもしています。

せっかくここで研修実施をされるのですから、その候補者の方、養子縁組をされる方の強み、弱みという部分をこの研修の中で拾っていく。とにかく児童相談所や、あるいは支援者に気に入られないと子供は来ないというような間違った認識が起きるリスクがあるのであれば、何とかその場で合格点をもらうために、つまり子供にとってふさわしい養親になっていくということよりも、別の方向を向いてしまうリスクというのは、思いが強ければ起きないことはないと思うのです。

そういったときに、例えばその研修で関わる中で措置権者じゃない立場からその候補者の方々の強み、弱みというものを理解していく。もちろん、弱みに対しては支援をしていくのです。だから、弱みを見せても大丈夫ですよというような関わりの中で、その後の指導までも包括的にやっていくというような働きがもしできるのであれば、これはこのイメージとしてはものすごく現実的で、東京都としては全国に発信するべきすばらしい活動になるのではないかと

思っています。

理由としては、もちろん乳児院さんが乳幼児の養育に当然長けているというだけではなくて、家庭復帰という意味でも、これは都留先生のほうが数字は詳しいかも知れませんが、家庭復帰のケースを考えてもたしか今でも5割は超えていますよね。そうすると、そのノウハウというのは、もしかしたら養親のトレーニングや養親の支援という部分に生かせるのではないかとこの部分もありますので、そのような意見を挙げさせていただきました。以上です。

○駒村副部長 だんだん時間も押してきていますので、「マッチング」から超えて「交流・委託」「委託後」まで、「制度周知」は違う内容だと思いますので、そこまでいって一貫して議論したいと思いますが、今の渡邊委員の見方と宮島委員の見方というのはいかがでしょう。

○宮島委員 ありがとうございます。私は一致していると思っておりますけれども、かねてから渡邊委員の意見は何度も教えていただいていますので、たくさんの方が支援に当たるということはいい面と悪い面があって、曖昧になったり、皆が浅くなってしまふ。きちんと支援をするところは、きちんと1か所が寄り添うということが何よりも重要だ。

乳児院がもしその役割を担うということがモデルとしてあるならば、むしろその別な支援者は後ろに退くことも大事だ。とにかくきちんと責任を持つところが1か所確保されることが、養親さんにとって、子供にとってとても重要なことだと理解しています。その面で一致しているんじゃないかと考えます。

○渡邊委員 私もそう思います。

○駒村副部長 ありがとうございます。

青葉委員、お願いします。

○青葉委員 今の議論の続きになりますけれども、里親支援機関がこのメインテーマの新生児委託までテリトリーを広げるといのは事実上、大変なのではないかと思っています。

というのは、今も実は特別養子の家庭訪問がかなりのウェートを占めていると思います。数字的に私は持っていないのですが、いろいろな支援員の方と立ち話をすると、とにかく乳幼児のほうの家庭訪問を優先するので、非常に業務量が増えているということを伺っています。新生児についてはむしろ大変なんですけれども、乳児院を軸に人員配置するとか、そういうふうに変化した体制が必要だと思っています。

○駒村副部長 いかがでしょうか。

磯谷委員、どうぞ。

○磯谷委員 私は十分のみ込めていないのだろうと思いますし、あるいは前に御説明があったかもしれませんが、これは特別養子縁組を前提とした新生児委託システムということで、特別養子縁組候補児ではない者についてどの程度その対象と考えているのか。

それから、特別養子縁組候補児に関しても新生児、先ほど28日未満というのがありましたけれども、それを超えた子供たちについてもどの程度適用するということを想定しているのか。この2点を教えていただければと思います。

○駒村副部長 では、事務局からお願いします。

○松山少子社会対策部長 あくまでも、この資料は先ほど申しましたように特別養子縁組で新生児ということに限っていますが、当然、新生児以外にも特別養子縁組の対象になるお子さんはいますので、その方についてはまずモデルを見ながら順次検討していくという形になるかと思っています。

できるだけ早くというのは当然ですけれども、ただ、年齢によってその育ちとか、その子が負っている状況とかがかなり変わってきますので、やはりそれは新生児の場合とはかなり違う面が出てくると思いますので、その辺は専門家の方の意見を聞きながら検討が必要かと思いません。

基本的に当面は乳児院が中心に支援を行って行くんですけども、当然いつまでも乳児院というわけにもいきませんので、通常6か月で実子という形になりますから、どこか時を見て地域の支援にやはり軸足を移していかなければいけないと考えます。

一方で、先ほどから出ていました出自に関する情報の保管・提供などは、児童相談所の業務に位置付けると資料8の児童福祉法改正に関する国の資料にも記載されております。これは申し訳ないですけども、詳細がまだわかっておりません。ですから、その辺も見ながら順次組み立てていく形になるのかなと思います。

また、夫婦の温度差については非常に大きな問題だと私どもも認識しておりまして、児童相談所長からは、例えば乳児院にある親子訓練室を使って実際に夫婦で宿泊してみてもらおう。そのときには当然夜泣きとかもありますから、それを見てお父様がそういうことも理解した上でやっていただけるかどうかというところまでも判断すべきだという意見は出ているところでございます。

ただ、まだ具体的にどうしていくかというのはこれからでございますので、その辺はまたそういうことをやったほうがいいのか、そういう意見があればいろいろ教えていただければと思います。

○駒村副会長 「交流・委託決定」「委託後」まで話がきておりまして、そこの中でも点線の括弧で事務局のほうから意見をいただきたいという部分が出てきております。

この辺についても、もし御意見があればと思いますし、先ほど渡邊委員から乳児院がどこまでアフターフォローとか支援するのかという御意見が最初にありましたけれども、その辺はここにかかると思いますが。

○渡邊委員 当然、生物学上、そして法律的な側面、養育上の側面、この3つが通常は一般家庭の親子関係なのですが、養子縁組、特別養子縁組を組んだ場合は生物学上の親子関係以外の部分が親子になっていくわけですね。そうすると、いつまでも何か支援者が関わっているということが、どこかで養子縁組をした法律上の親が望まないときなくなるステージが必ずくるわけですね。

オープン・アドプション（open adoption）という形で、その養子縁組というものが社会で広くプライバシーが侵害されない範囲内でオープンに理解されるような状況になっているか、なっていないか、私はちょっと判断できないので何とも言いがたい部分はあります。もちろん、そうなるのは子供にとって望ましいのかもしれないし、それを踏まえると私がここでどの時点で、では乳児院に限らず支援者が関わりを持たなくなる、あるいは持たなくなるのか。これは、ケースバイケースになってくるのかと、残念ながらと言ったらだめでしょうか。でも、本当に何ともお答えしなくて申し訳ないです。

○駒村副会長 先ほど、最初に青葉委員のおっしゃった、この後はどうなのかというところにもつながってきて、資料2のフローの決定後の話がどう関わっていくのかというところもあったわけですけども、その辺は何かこの分野の研究みたいなものがあるのかどうかよくわかりませんが、お願いいたします。

○渡邊委員 あくまでも推測にすぎませんが、恐らくピアの関係が非常に大事になってくると思うのです。

ピアの関係、横の関係、つまり支援者には言えない、あるいは児童相談所には言えない、地域には言えない。だけど、自分と同じ立場の人だったら話せるという関係を自分で養親さんがつくっていくということが果たしてどこまで現実的なのかということ考えたときに、何らかのコーディネーターがあると、そこは支援としてかなり現実的というか、効果的なものになってくるのではないかと思います。

ただ、ピアだけの支援、ピアだけの関係というのはやはりリスクがありますし、言ってみればそこで好き嫌いの問題や、あるいはそのコーディネーターされていない関係の中で誰かが傷ついたり、誰かが排除されたりということが起きてくる。それをコントロールはできませんけれども、どうコーディネーターしていくのかということも含めた支援が恐らく効果的になってくるのではないかと思います。あくまでも推測ですが、今そういったものはちょっと思い浮かばないので。

○駒村副部長 お願いします。

○松山少子社会対策部長 今、渡邊先生がおっしゃられたことは、この資料8の「特別養子縁組制度の利用促進の在り方」の最後で、国が今後速やかに検討しますというところにある「特別養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援」の部分だと思うんですね。

それで今、東京都がピアの部分でやっているのがこのサロンで、今サロンが里親支援機関の役割としてあって、そこに特別養子縁組の方が来ていただくと、そういったピア的な支援をしているというのが現状です。

ただ、実際に新生児というか、乳児の委託について支援の仕組みがまだ完全に整っていないので、今、支援機関の方に当初の訪問などを頼んでいるのが現状でございますので、その辺は今回のテーマである行政がやる場合については、そこは当面は乳児院のほうに切りかえていくという形になろうかと思います。

ただ、その部分についてはあっせん事業者の方が行う部分はどうなるんだというのはまだ法律で出ていませんので、その部分は法律を見ながらまた考えていかなければいけない部分だと思っております。

○駒村副部長 お願いします。

○影山児童福祉相談担当課長 宮島先生に先ほどの4点の中で伺いたいところがあって、家族面接、いわゆる親族面接、この辺をやるとしたときにどの程度のところまでを想定しているのか。都内に同居されている場合は当然やれるかと思うんですけども、田舎にいる場合などは実際に来てもらってまでやるのかどうか。

それともう一つ、地域との関係というお話があった中で、地域に対して私どもが調査をどこまでかけるのか。基本的に地域との関係はいかがですかというお話は当然、面接の中では伺うわけですが、そのいわゆる裏をとるといふ言葉は悪いのですが、社会的な調査をきちんとする。どの辺のところまで求められるのかという御意見をいただきたいと思っております。

○駒村副部長 実効性のあるところということでお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。まず、振り返り支援がすごく大事だと思っております。先ほど、夫婦の温度差で乳児院に泊まり込んど、これも必要性があると思うんですけども、それ以上にこの夫婦が様々な問題をどう乗り越えてきたのかという過去の振り返りがすごく大事

だと思えます。

どのように出会って、どう結婚して、お子さんができないということの状況の中で治療にどう取り組んで、さまざまな葛藤もありながら、それをどう2人で乗り切ってきたかというプロセスをやはりきちんと聞き取ることがすごく大事なことだろうと思えます。

そこで、どちらが養子を迎えるということを言い出したのか。それに対して、言い出されたもう片方のパートナーはどう受けとめたのか。そこでさまざまなやりとりをしてきた経過を聞くべきだ。そこで、その意思等を親族等とどう共有してきたのかということもきちんと聞いていくべきだと思えます。親族もそれを最初から賛成したのか、そうでなかったのか、

私は、すぐ賛成するということが自体がむしろおかしいことだと思っています。さっき渡邊委員がおっしゃったように、委託する側に気に入られるように、よく思われるために、全部一致しました。皆、賛成しましたともし話すとすればむしろ気をつけなければいけない。実際にどういうプロセスを経て児童相談所に連絡をして、またこうやって話を聞いて、それをどう受けとめて登録の申し出をしたのかということも聞き取ることがすごく大事で、これは根掘り葉掘り聞くというよりも、その方自身が振り返っていただく上で何よりも大事なことだと思えます。ですから、まず面接を複数回持つということがどうしても大事なことだと考えます。

それで、最低2回以上の面接で今、申し上げたようなことを取り扱う。その上で、家庭訪問をする。そうしますと、今まで聞いていて7割理解していたものがちょっと違ったなどか、あるいは新たに発見するようなことが出てくる。当然、養育の協力や参加をしてくる親族であればそこに立ち会ってもらおうということは、必須というよりも大事なことだろうと思えます。実際に養子縁組里親として希望される方は40代の半ばである方が多いですね。そこに赤ちゃんがいくということですから、寝不足になってダウンするようなこともあるわけで、そういったときに親族とかきょうだいとかがどのぐらい応援してもらえるのかどうかということはとても大事なことだと思えます。

また、40代半ばということになりますと親は70代に入るか、入らないかになりますから、今度は介護が必要になってきたりする。子供の養育と介護の両立ということに今度は取り組まなければならないというようなことが出てくるわけです。

そういったことを1回目と2回目の面接で、リアリティのあることが出てくるか、出てこないかということこそがポイントで、そのプロセスを通じてどのような家庭訪問をするのか。そこにメンバーとしてどういう方に加わってもらえるべきなのか。それが判断されるのではないかと思います。そういうことが大事だと考えています。

○駒村副部長 かなり熟練したというか、工夫した面接が軸になっていくというお話だったと思えます。よろしいでしょうか。

では、続けてください。

○影山児童福祉相談担当課長 もう一点だけすみません。非常に参考になる御意見をありがとうございます。

地域との調査というところで、これはなかなか悩ましいところですが、例えば隣近所の方にお話を聞くということはあるんですか。

○宮島委員 私は、すべきではないと思えます。信頼関係を壊してまでそれが把握できたところで、それは生かせないだろうと思えます。

ただ、こういう時代ですので、住所を聞けばグーグルで航空写真まで見えますので、この方

がどういう距離感でどういう地域に住んでいるかということは見えます。都内であれば大体住宅が密集しているのかもしれませんが、例えば住居が借家なのか、持ち家なのか、家賃はどうなのか、近所づきあいはどうなのかということは、こちらから根掘り葉掘り聞くというよりも、子供をもし迎えたときにはそれをどういうふうにお隣の方に紹介するんですかとか、あるいはお子さんが来て病気になったりすると思いますけれども、小児科は近くにありますかとか、行ったことはありますか。母子保健との関わりがとても重要になってくると思いますが、保健センターは近くにありますかといったことを面接の中できちんと取り扱っていることこそが大事で、では調べて置いたほうがいいですねとか、そういったやりとりの中で何を確かめてくるべきかということも見えてくるのではないかと思います。

○駒村副部長 渡邊さん、お願いします。

○渡邊委員 影山さんの意見に私が答える立場ではないのですが、私の一つのアイデアとして耳を傾けていただけたらと思ってお話をさせていただきます。

地域とは何だという部分から入って、私は地域福祉論者ではないのでここでは避けます。地域とは何かといういろいろな見方があると思うのですが、具体的にこのケースに限って言うと先ほどの体力的な話もありましたが、熱が出てしんどい。では、そのときに誰が助けてくれるのか。子育てがしんどい。では、誰が助けてくれるのか。隣近所とどれだけ仲がよくても、熱が出ているから、ごめん、うちに上がってちょっと子供の面倒を見てよと隣の人に言えるかと言ったら、よほどでなければ難しいですよ。そういった方しか養子縁組できないとするのであれば、恐らく新生児委託は進まないだろうと思います。

面接を重ねる上で大事だろうと思われるのは、その方が助けを頼める人は一体誰なのか。それは、そもそもいるのか、いないのか。いるのであれば、どれぐらいの距離感でいるのか。一体その人は誰なのか。その人は、あなたが頼めば一緒に研修に参加してくれるのかどうか。もしそこまで踏み込めるのであれば、その人との距離感というのはその面接の中で、情報として得ることができると思います。

願わくは、親戚であれ、あるいは友人であれ、全てじゃなくていいのです。3日間あるのであれば、鍵となる研修の一部と一緒に参加してくれるような友人、親族がいらっしゃる。それは別に地域とのつながりがそんなに深くなくても、私はその方にとっては十分、初期段階としては信頼する点が上がってくると思うのです。

大分前に磯谷委員が、子供ができてから地域とのつながりというのができたんですとおっしゃいましたが、そういった方こそやはり子供が実際に来てから公園であったり、あるいは幼稚園であったり、そういったところでの関係性、もっと身近な支援者との関係性を新たにつくる能力をお持ちの方だという判断は、ある一部でできると思います。そこは、非常に大事な面接のポイントかとは思いました。あくまで参考までに申し上げます。

○駒村副部長 よろしいでしょうか。時間も限られてきていますので、次の枠として「制度周知」や関係機関との連携の議論も進めておかなければいけないと思います。

資料7の下のところに「制度周知」がございますけれども、これについて皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

都留委員、お願いします。

○都留委員 「制度周知」の前に、どうしても乳児院を活用してはどうかというようなところで、新生児委託の3週間程度の入所の中でどれぐらいのお子さんがとなると、やはり年間1人とか

2人という部分かとも思っていますし、10の乳児院全てがこの提案どおりでやれるかといったらなかなか難しいのかなというふうには思っております。

資料4の中に、養子縁組のための乳幼児期の研修というのがあります。これは昨年度から新たに始めた研修で、私が全てこの部分を請け負って今回までのところで3回実施をしていますけれども、10組程度の特別養子縁組の乳幼児期をぜひやりたいというような方たちが参加をされています。その研修でも、2時間程度ではなかなかわかりにくいというようなところもあって、やはり資料7のイメージ図の中の実際に現場の中に入っての研修というようなところで、そもそもの説明会にどのような里親さんたちが来て、どういった形で進んでいくかという部分、この研修を終えて、すごく期待も高まっているところでそこでの順位づけがあるのかどうか。

実親子への対応をする中で、この3週間というようなところが、ではこの子が今、入所しました。実親さんへの確認もとれていますというようなところで、具体的に里親さんのほうに、ではここから始めますよというようなところがもうちょっと丁寧にされていかないと、具体的にそもそもそういった乳幼児さんがどんな形で出てくるかはちょっと心配なところではあります。

それで、事例というか、最近行ったケースは10月生まれのお子さんでしたけれども、里親さんとしては平成25年に登録をされていて2年間待ってやっこの4か月ちょっとのところで提案されたお子さんと顔合わせをして、3月の末から交流をして、6月にやっ今、長期に入っている状況です。その里親さんの主たる養育者という里母さんの部分でいけば、お仕事を持っていないながらも乳幼児をぜひやりたいということで、いろいろな保育園さんであるとか、乳児院さんとか、研修にも本当に熱心に参加されていて、そのお子さんは6か月前で行くような形になりましたので、こういったケースのお子さんとか、こういった里親さんであれば、もっと本来であればこの3週間の部分でも活用されるのかなとは思うのですが、なかなかそういった部分で本当にどれだけうまくいくのかというようなところが心配な点ではあります。

ですので、今まで本当にやってきたこともないようなこの取組に対してモデル実施等で実践していく中で、では3週間を過ぎた場合はどうするのかとか、6か月前ぐらいまでかかってしまうとか、そういったところも丁寧に当たっていかなければ難しいかとは思っています。

ですので、乳児院の部分としてはまだまだ準備の段階で、今日提案された中で本当にどうなっていくのかというようなところも乳児院全体としての意見などもまだ聞けていないような状況ではありますけれども、やはり乳幼児期に本当にやりたいというような里親さんたちがすごく待っているようなところにタイミングよくそういったマッチングができていくのかどうかというようなところの懸念はあつたりはします。

また、新生児のベッド数自体がそんなにないような状況の中で、新生児の方が来ました。そこでこれからスタートしようといったときに、新生児のためにベッドを1つ空けておけるのかどうかというようなところも現場としては考えているところではあります。

でも、行けるケースはやはりありますので、そういったケースはやはりぜひ進めていけたらというような思いではあります。以上です。

○駒村副会長 「制度周知」の前に、そもそも乳児院の機能というのがどこまで対応できるのか。モデル事業などもやられて、準備段階が多分あるとは思いますが、そういう留意というか、コメントがありました。

何か事務局から今のお話についてありますか。乳児院の準備体制については何か進んでいるとか、あるいはいろいろ聞いてはいるとか、そういうことはあるのでしょうか。今の都留先生の心配点に対して、何かお答えすることはありますか。

- 中澤育成支援課長 これもイメージということで今回お出ししていて、具体的な話についてはこれからさらに検討を進めなければいけないと思っております。

確かに、どの程度実際にこういったケースが出てくるかはやってみなければわからないところがありますけれども、そんなには数が多くないということも確かだと思っておりますし、私たちが全乳児院で同時に実施ということよりは、やはりモデル実施という形でやっていくのが現実的で、そこから出てきた課題などを踏まえて次の展開を考えていくというふうにつなげていければと思っております。

- 駒村副部長 ただ、「制度周知」の話に入っていけば、潜在的にどういった実親さんがいて、どういったところでこれを知っていただくのかということ次第では、またある程度出てくる可能性もあるわけですね。だから、この「制度周知」というものをどういった形でやるのか。どういった人を対象に、どういった場所で、どういった機会を使ってやっていくのかということについて事務局からもクエスチョンがきているわけですが、この辺についていかがでしょうか。

では、青葉委員、次に宮島委員の順番でお願いします。

- 青葉委員 「制度周知」のところ、医師会等への制度周知ということで、これが行き届くと莫大な数字が出てくるのだろうと予測しています。例えば、新規研修を我々はやっているわけですが、特別養子縁組の方はほとんど宣伝しなくても希望者は一定数確保というか、常時来ているんですね。今はもうインターネットの時代ですので、クリックすると全部出てきちゃいますから、里親の周知はそんなに特別養子縁組の場合は必要ないかなという思いもあるくらいです。

ただ、医師会が本格的に周知に同意してくると、これは大変な数字になるのだろうと思っています。いかがでしょうか。

- 駒村副部長 これは里親のほうではなくて、実親のほうも迷ってどうしようかと思う人もカバーされてくるわけですから、来るということですね。

宮島委員のほうから、続けて御発言をお願いします。

- 宮島委員 ありがとうございます。今、青葉委員がおっしゃったことと重なると思います。今はネットの時代なので、まず実親の方への周知はネットで。妊娠に困難を抱えた方が携帯電話でワードを入れて検索をしたときに現状で出てくるのは、児童相談所はあてにならないとか、養子縁組には余り積極的でない。妊娠中に相談しても受けてもらえませんよとか、そういった情報が氾濫しているような状態があります。これは、子供への利益と実親への利益にとって本当に好ましくない状況です。やはり積極的に取り組むんだということをまずはっきり打ち出していただいて、都がそういう情報をきちんと載せる。それが検索にかかるというのはすごく大事なことだと思います。

あとは、養親希望者は本当に子供を得たいという願いが強いですし、マスコミでも非常にこの話題が取り上げられているので、そんなにはたくさん広報しなくても、そういうことを姿勢として打ち出したということであれば申し出はたくさんくるのではないかと思います。

だからこそ、実際に児童相談所に連絡をしてきたときに、それをきちんと受けとめられるかどうかということこそが大事で、一般周知よりもそこで出会ったときにきちんと対応できるよ

うに内なる周知といひましようか、児童相談所職員がまずこのことを内に周知して大切に取り組む。お子さんが欲しいけれども得られないという、その願いも自然のことである。その思いを受けとめた上でやりとりをするという、この周知こそが大事なのではないかと思います。

それから、児童相談所の職員は異動もありますので、乳児院が拠点となってそういった情報の受け皿、連絡してきた方にきちんと対応できるように各乳児院の里親支援専門相談員の方や、あるいはファミリーソーシャルワーカーの方がしっかりそのことを理解し、ケアワーカーの一人一人の方もそれを理解する。やはりそういう内なる周知こそが大事じゃないかとまず思います。

あとは、やはり知っていただくためには病院レベルだけではなくて医師会との協議や合意が必要だろう。その上で、業務量としてもしかしたらとても増える。そうすると、乳児院と児童相談所がパンクしないかという心配はありますけれども、先ほど乳児院の新生児のベッド数が少ないんだとありました。場合によっては、理解していただける産科病院と協力関係を結んで、この3週間を産科病院への一時保護委託によって行うということもあり得るかと思います。

ただ、そこで各病院にそういう人材がいるとは限りませんので、乳児院のそういうスタッフがそこに出かけていくというような仕組みも必要ではないかと考えます。

○駒村副部長 御意見は、実親のほうに正しい情報が伝わる。この制度をつくることによって積極的に向き合っていく。それから、コンタクトしたところはファーストコンタクトできちんとサポートできるかどうかの職員側の周知と訓練というのが大事だ。そして、周知をされればある程度の数が出てくる可能性もあるのでというところは、もしかしたら割と速やかに体制整備をしなければいけないのではないかと。あるいは、病院を使うことも含めて留意しておかなければ、準備しておかなければいけないのではないかと御意見だったと思います。

他にいかがでしょうか。この「制度周知」に関わる点も踏まえて、今日はなかなか時間もなくなってきておりますので、資料1から資料7まで一貫しているわけですから全般的な部分でも結構ですので御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

青葉委員、お願いします。

○青葉委員 2点、全体的に感想を申し上げさせていただきます。

1点がアフターフォローの問題です。ここで言うとおむつがとれるとか、予防接種をしたとか、しないとか、そういうレベルに捉えると日常的な問題になるのですが、20年先、30年先のルーツ探してみたいなところをイメージすると、乳児院で取り組んでいただけるというのは大変すばらしいことだと思っています。

児童相談所はどうしても公の機関ですので敷居が高いのです。自分と育ての親がどうやって出会ったんですかとか、そういうことを思春期になると考えだします。20年先のフォローというのも余り費用対効果というのは計算できないんですけども、そういうものをイメージして乳児院で取り組む一つの柱にしていいただければと思っています。

それからもう一つ、全体的なことになりますけれども、特別養子縁組は特に民間活動が先行しており、ウエートが高くなっております。それで、その民間機関との協議を速やかに進めるというようなことは東京都としてどのぐらい考えているのでしょうか。法律が制定されて整備されたら民間の問題を協議するということになるように読めるのですけれども、もう既にいろいろ実績がありますので、そういう協議を民間団体のあっせん機関や、フォローする団体と協議を始めたほうがいいんじゃないかと思います。

○駒村副部長 他にいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 養子縁組のあっせんの法案が提出されて、与党案と民進党案が出そろっておりますけれども、そんなに熟読はできていないのですが、読めば読むほど、これは民間がきちんと仕事をするためには公とのやりとりが非常に増えるんだな、活発化しなければいけないんだなど、各段階で報告等の義務づけなどがなされていますね。

今、青葉委員がおっしゃったように話し合いも必要だと思いますし、これは児童相談所の職員が楽になるどころか、爆発的に業務量が増える可能性が、民間側がやっても、児童相談所側がやってもある。これに対してきちんと体制整備がなされないと実際進んでいかないなど、本当にこれは期待とともにその危機感を感じます。

だからと言って、やめないでぜひ進めていただきたい。これを出して下さっていることに敬意も払いますし、体制整備が不可欠だということを改めて意識しているということをお願いしたいと思います。

○駒村副部長 ますます役割が大きくなると人員配置を頑張っていたかかないと、いろいろ厳しい人的予算的な制限があるかと思いますが、危機感と応援の言葉だったと思います。他はいかがでしょう。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 1つは乳児院側からも発言がありましたけれども、施設側としてはやはり今は結構支援で大変な状況もあって、乳児院がこの部分を受けるということであればいろいろな乳児院もありますし、これをどうやって実現するかということについてはもっと細部にわたる計画が必要だと思います。現状とあわせてこういう方向性で、都内でどのくらい箇所数なども含めて進めるのかなど、もっと緻密な計画を、ゆっくりした計画ということには多分ならないと思いますので、早急に今後の未来像というんでしょうか、そういう部分をもっと明らかにしながら進める必要があるんじゃないかと思います。

いわゆるハード的な面とソフト的な面の体制整備を持ちながらやっていかなければいけないと思っていますので、青葉委員がおっしゃるようなこともこういう方向性はいいんじゃないかと思いますが、具体的にどうするのかということについてももう少し緻密な計画を早急に立てていく必要があるんじゃないかというのが1点です。

もう一点は、国の法制化に伴いということですが、国の方も今、法整備、それからそれに伴う体制整備のあり方というのは検討しているようなので、それに伴って東京都の制度改革というのは若干いろいろ微調整をしなければいけない状況になっているのではないかと思います。

もうこの委員会が既に次回からまとめの段階ということなので、そのまとめの段階に応じて国のほうの細かい部分が出てくるのかどうかかわからないですけれども、国の制度の整備にあわせて東京都も並行して進めなければいけないんじゃないかと思っていますので、その点の配慮をお願いするものです。以上です。

○駒村副部長 こういう新しい制度ができて周知したけれども、実はまだ対応が不十分でしたとなると今度はがっかりしてしまって、またネット上に変な悪口が書かれてしまうことになると思いますので、予断を持たずにきちんとした体制整備を早目にやっておいたほうがいいんじゃないかというのが武藤委員のお話で、あとは国の動きとの連携もにらみながらというお話だ

ったと思います。

いかがでしょうか。今日の議論に関して全般的な御意見は、他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。今日の御意見については、特段いいですか。

本日は「行政が関わる新生児の養子縁組について」、さまざまな御意見をいただきました。今後、提言をまとめていく際に貴重な材料にさせていただきたいと思います。

それでは、本日の審議は以上になります。事務局から、今後の予定などを御説明ください。

○中澤育成支援課長 今日はありがとうございました。

今後の予定ですが、資料9にスケジュールをお示ししております。

次回、第8回部会では報告書の骨子の検討をお願いしたいと思っております。日時ですが、7月29日金曜日、時間は本日と同様午後5時から午後7時というところで予定しております。会場等につきましては、また後日改めて委員の皆様にご連絡をさせていただきます。以上です。

○駒村副部会長 それでは、本日の第7回専門部会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後6時57分

開 会